

本 Polarion 補足条項(以下「**本 Polarion 条項**」という。)は、オーダーに「POLAR」の英数字コードが指定された提供物及び製品(以下は「**Polarion 提供物**」という。)のみに関する、お客様と SISW との間のユニバーサルカスタマー契約(以下「**UCA**」という。)又はエンドユーザーライセンス契約(以下「**EULA**」という。)を修正するものです。本 Polarion 条項は、適用する UCA 又は EULA、及び該当するその他の適用する補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「**本契約**」という。)を形成するものです。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所で定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本 Polarion 条項に適用されます。

「**権限を有する代理人**」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者として、お客様の社内業務を支援するために、Polarion ソフトウェアへのアクセスを必要とする個人を意味します。

「**正規ユーザー**」とは、お客様の従業員、お客様の関連会社の従業員、又は権限を有する代理人のことを意味します。複数の対象地域に対して付与されたライセンスの場合は、お客様の子会社の従業員及び権限を有する代理人も含まれます。

「**お客様の子会社**」とは、お客様の会社を支配するか、お客様の会社に支配されるか、又はお客様の会社と共通の会社に支配される法人を意味します。本定義との関係において「**支配**」とは、関連会社の議決権のある株式の 50%超を直接又は間接的に所有することを意味します。両当事者が、Polarion 提供物を使用できる事業者(お客様を除く)について異なる条件に合意している場合、「**お客様の子会社**」とは、その条件で規定された事業体を意味するものとします。

「**Polarion ソフトウェア**」とは、Polarion 提供物に含まれるソフトウェアのことを意味します。

「**サイト**」とは、正規ユーザーによる Polarion ソフトウェアの使用が許可されている、お客様の単一の物理的な場所を意味します。

「**対象地域**」とは、お客様による Polarion ソフトウェアのインストール及び使用が許諾されている、オーダーに指定されたサイト又は地理的な場所のことを意味します。オーダー又は本契約の他の箇所で指定されていない場合、対象地域は、オーダーに記載されているお客様の事業所が存在する国が対象地域になります。

2. **ライセンスタイプ** 以下のライセンスタイプは、Polarion ソフトウェア製品に関して提供されます。オーダーに記載された、特定のソフトウェアに関する追加のライセンスタイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、正規ユーザーのみが使用することができます。異なる対象地域の仕様により使用許諾されている SISW ソフトウェアについては、個別のインストールを維持する必要があります。
 - 2.1 「**バックアップ**」ライセンスとは、お客様のバックアップインストール環境又はフェイルセーフインストール環境の冗長性をサポートする目的でのみ提供されるライセンスを意味します。
 - 2.2 「**フローティング**」ライセンス又は「**同時ユーザー**」ライセンスとは、特定の時点における Polarion ソフトウェアへのアクセスが、常に、オーダーごとに取得された Polarion ソフトウェアライセンスの正規ユーザー数に制限されることを意味します。オーダーで指定されたサイト内の 1 台のサーバーにのみ、Polarion ソフトウェアをインストールすることができます。オーダーに別段の定めがない限り、単一の正規ユーザーのみが使用することができます。
 - 2.3 「**指名ユーザー**」ライセンスとは、Polarion ソフトウェアをオーダーに指定されたサイトの 1 台のサーバーにインストールでき、Polarion ソフトウェアへのアクセスが、スタンドアロンのサーバーインスタンスごとにユーザー名で識別可能な特定の 1 人の正規ユーザーに制限されることを意味します。クラスター環境及びマルチインスタンスデプロイメントの場合は、Polarion ソフトウェアへのアクセスが、指定された 1 台のコーディネーターサーバーインスタンス並びに制御下にある Polarion サーバー及びクラスターごとにユーザー名で識別可能な特定の 1 人の正規ユーザーに制限されます。いずれの場合も、オーダーで指定されたサイト内の 1 台のサーバーにのみ、Polarion ソフトウェアをインストールすることができます。複数のユーザーが指名ユーザーライセンスを使用することはできません。お客様は、1 暦月に 1 回を上限として、指名ユーザーライセンスを再割り当てすることができます。
 - 2.4 「**サーバー別**」ライセンスとは、Polarion ソフトウェアの使用が、単一のスタンドアロンサーバーインスタンスに制限されるか、又はクラスター及びマルチインスタンスデプロイメントの場合は単一の指定コーディネーターサーバーインスタンス、並びに制御下にある Polarion サーバー及びクラスターに制限されることを意味します。
 - 2.5 「**永久**」ライセンス又は「**延長**」ライセンスとは、有効期限が設定されていない Polarion ソフトウェアライセンスを意味します。永久ライセンスには、保守サービスは含まれません。
 - 2.6 「**レンタル**」ライセンスとは、オーダーに指定される 1 年未満の期間限定ライセンスのことを意味します。レンタルライセンス用の保守サービスは、レンタルライセンスの料金に含まれます。

- 2.7 「サブスクリプション」ライセンスとは、オーダーに指定する期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、サブスクリプションライセンス料金に含まれます。サブスクリプション期間が複数年に及ぶ場合、SISWは、期間中に新規ライセンスキーを発行することを要求することができます。
- 2.8 「テスト/QA」ライセンスとは、継続的なインストール環境のカスタマイズ、サポート、テストのサポートに対してのみ付与されることを意味し、本番環境又はその他の目的で使用することはできません。
3. **全世界で使用する権利** Polarion ソフトウェアは対象地域内に位置するサーバーのみにインストールされます。但し、Polarion ソフトウェアの全てのライセンスの正規ユーザーは、Polarion ソフトウェアに全世界からアクセスして使用することができます。
4. **間接的な使用** お客様のハードウェア又はソフトウェアを介してPolarion提供物を間接的に使用しても、お客様が必要とする正規ユーザーのエンタイトルメント数が減少することはありません。
5. **ホスト識別子、第三者によるホスティング**
6. お客様は、ライセンス管理の対象となるソフトウェアがインストールされる各ワークステーション又はサーバーのホスト識別子を含む十分な情報をSISWに提供するものとします。SISWは、各オーダーで付与されたライセンスの範囲に従って、ソフトウェアへのアクセスを可能にするライセンスファイルを生成します。お客様は、SISWの事前の書面による承諾がある場合に限り、ソフトウェアのホスティングを第三者に委託することができます。SISWは、かかる承諾の条件として、書面による別途の契約を要求することができます。
7. **APIの使用許諾範囲** お客様は、お客様の社内業務目的に限り使用許諾されたPolarion ソフトウェアの一部として、ドキュメンテーションで公開され、ソフトウェア開発キット又は特定されるアプリケーション・プログラミング・インターフェース(以下総称して「API」という。)を使用することができます。お客様は、本Polarion ソフトウェアと併用する目的に限り、APIを使用してソフトウェアを開発することができます。お客様は、本Polarion ソフトウェアを不正使用目的でAPIを使用することはできません。またお客様は、本Polarion ソフトウェアをその他の方法で修正、改変又は結合することはできません。SISWは、お客様がAPIを使用して開発したソフトウェアについて一切責任を負いません。お客様はいかなる状況においても、非公開のAPIを使用することは禁じられています。
8. **Polarionソフトウェアの保守サービス** Polarionソフトウェアの保守サービス、エンハンスメント、及び技術サポートサービス(以下総称して「保守サービス」という。)は、<https://www.siemens.com/sw-terms/mes>に掲載されている条件が適用され、参照により本契約に組み込まれます。
9. **XaaS提供物に適用される条項**
- 8.1 **エンタイトルメント** Polarion提供物に含まれるクラウドサービスは、(i) 輸出規制の遵守に関する本契約上のお客様の義務を条件として、当該クラウドサービスについてオーダーに記載された正規ユーザー数を上限として全世界で使用することができ、(ii) 当該Polarion提供物に含まれるPolarionソフトウェアと組み合わせて使用する必要があります。権限を有する代理人は、このクラウドサービスの目的において、適宜、お客様の敷地外からクラウドサービスにアクセスして使用できます。クラウドサービスにおいて、お客様がゲスト(以下「guest」という。)として追加のユーザーにアクセス権を提供できる場合、お客様の従業員、お客様、クライアント、サプライヤー、コンサルタント、代理人、請負業者又はビジネスパートナーとして、お客様の社内業務を支援する目的で、そのゲストユーザーのアクセス権を、クラウドサービスにアクセスする必要がある個人に提供することができます。ゲストユーザーは、本契約で規定されている正規ユーザーとみなされますが、当該サブスクリプションのオーダーに記載されている正規ユーザーの上限数のカウント対象にはなりません。いずれの場合も、各ユーザーは、ユーザー名で識別できる特定の正規ユーザーでなければなりません。お客様は、クラウドサービスにアクセスして使用するための権利を、暦月に1回、同じエンタイトルメントのカテゴリ内の特定の正規ユーザーから別の正規ユーザーに再割り当てすることができます。お客様によるクラウドサービスの使用には、追加の制限が適用される場合があります。この制限は、クラウドサービスの設定によって技術的に適用される場合があります。
- 8.2 **サポート及びSLA** SISWが提供するクラウドサービスの技術サポート及び適用されるサービスレベルは、<https://www.siemens.com/sw-terms/sla>に掲載されているクラウドサポート及びサービスレベルのフレームワークによって管理されます。このフレームワークは参照することによって本契約に組み込まれます。技術サポート及びサービスレベルは、保守サービスの対象から除外されたソフトウェアと組み合わせて使用されるクラウドサービスには適用されません。